

第1節 都市の防災機能の強化

方針

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとする。

計画

第1 防災空間の整備

町は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、府等と連携し、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、下水ポンプ場、焼却場などの都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。

1. 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

(1) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1 ha以上の都市公園の整備を推進する。

(2) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備に努める。

2. 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16 m以上の道路及び幅員10 m以上の緑道の整備に努める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4. 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保に努める。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

町及び府は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1. 避難場所または避難路となる防災空間における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
2. ため池や河川水を活用するための施設の整備
3. 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

第3 密集市街地の整備促進

町及び関係機関は、防災性向上を図るべき密集市街地において、都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの上位計画に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化の促進や、住宅・住環境及び都市基盤施設の総合的整備を図る。

1. 必要性の高い地区公共施設（道路・公園等）を絞込み、重点的な事業推進の実施。
2. 準防火地域拡大など、防火規制の強化拡大。
3. 耐震診断等の推進など、耐震改修促進の強化拡大。
4. 地域ポテンシャルを活かした防災拠点の整備及び沿道土地利用転換等の検討
5. 地区の防災意識の向上を図るなど、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力の促進。

第4 建築物の安全性に関する指導等

町は、府と連携し、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1. 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）の推進
2. 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

第5 文化財

町及び府は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚及び防災施設の整備等を図る。

1. 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
2. 所有者等に対する防災意識の徹底
3. 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携

- (3) 地域住民との連携
- 4. 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - (1) 消防用設備等の設置促進
 - (2) 建造物、文化財保存施設の耐震構造化の促進

〔田尻町文化財：資料編「資料12-7」〕

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1. 上水道・工業用水道（町、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 下水道（町、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

3. 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4. ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の

使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮または津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防災のため水防板、水防扉の更新を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6. 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

町及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理

(1) 町は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

(2) 町は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

- (3) 町は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 町は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数の把握に努める。
- (5) 町は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 町及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2. ごみ処理

- (1) 町は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 町は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 町は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 町は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討する。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 町は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

- (1) 町は、あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討する。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 町又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備促進に努める。
- (3) 町は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

第2節 地震災害予防対策の推進

方針

町は、関係機関と連携のもと、地震による建築物・土木構造物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震・不燃化対策及び土木構造物の耐震対策等の推進に努めるものとする。

計画

第1 建築物の耐震対策等の促進

町は、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を推進する。

1. 公共建築物

- (1) 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき順次耐震診断を実施する。
その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (3) 非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策に努めるとともに、高層ビルにおける長周期地震動対策に努める。
- (4) 建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には適切な措置を講じるよう努める。

2. 民間建築物

- (1) 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、町は、その取り組みをできる限り支援する。そのため、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、建築物の耐震化に対する啓発活動を行うとともに、府が実施している「まちまるごと耐震化支援事業」に対して、府と連携し、その取り組みを推進する。
- (2) 所有者が行う耐震診断等に対する助成・補助に努めるとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化の促進に努める。
- (3) 広域緊急交通路、地域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、必要に応じて耐震化に係る費用を補助するとともに、改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (4) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (5) 町民への液状化のおそれのある箇所等の情報提供に努める。

第2 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する土木構造物について、次の方針で耐震対策等に努める。

1. 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障を生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策に努める。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存建築物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。
- (5) 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

駅舎等の耐震対策等を推進する。

3. 道路施設（町、府、近畿地方整備局）

耐震診断等に基づき策定した補強計画に基づき、道路橋の耐震・補強対策を推進する。

4. 河川施設（府）

河川堤防及び河川構造物について耐震対策等を推進する。

5. 土砂災害防止施設（府）

必要に応じて土砂災害防止施設の耐震対策を実施する。

6. 農業用施設（町、府、各管理者）

「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）大阪府」を踏まえ、各農業用施設（ため池、水路、排水機場等）の耐震対策を推進する。

7. 漁港、海岸保全施設（府）

漁港及び海岸堤防等の耐震対策を推進する。

8. 空港施設（新関西国際空港株式会社）

空港施設の耐震対策を推進する。

第3節 津波災害予防対策の推進

方 針

町、府及び関係機関は、津波による災害を未然に防止するため、最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルに分けた津波災害予防対策の推進に努めることとする。

計 画

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

1. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

町は、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し、海岸保全施設の整備により人命及び住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保を図るといった府の方針に従い、府が推進する海岸保全施設等の整備に協力する。

2. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

町は、最大クラスの津波に対し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び避難場所・避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせた総合的な対策を推進する。

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

（「津波防災地域づくりに関する法律」）

1. 国土交通大臣の基本指針に基づき、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

2. 「田尻町津波ハザードマップ」を活用し、住民等に対し町内の避難場所・避難路等の周知を図る。

3. 津波によって浸水が予想される道路区域においては、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を推進する。

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、府等と連携し、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を推進する。

1. 津波に対する知識の普及・啓発

（1）普及・啓発内容

津波に対する以下の諸事項について、住民等への普及・啓発活動を実施する。

- ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること。
 - イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること。
 - ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。
 - エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
 - オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと。
 - カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること。
 - キ 地盤沈下、液化化等により、津波が去った後も海水が残り、長時間にわたって湛水する可能性があること。
 - ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること。
 - ケ 地震・津波は自然現象であり、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること。
- (2) 住民等への普及・啓発
- ア 津波襲来時に、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、防災訓練等での活用を図る。
 - イ 過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水深、災害時の避難場所・避難路等について、夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを推進する。
- (3) 教育機関における防災教育
- 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (4) 情報提供体制の整備
- 居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制整備に努める。

2. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）の策定

府が作成する「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（津波版）」に基づき、「田尻町避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）」を策定する。

3. 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等の策定

府が作成する「津波避難計画策定指針」等に基づき、「田尻町津波避難計画」等の作成を検討する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制整備に努める。

特に、学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備えるなどの体制整備に努める。

4. 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

町及び府をはじめ関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。なお、防災訓練は、次の内容を参考とする。

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 住民参加による実働型の避難訓練

5. 避難関連施設の整備

町及び府は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みを推進する。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、もっぱら避難生活をおくる場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 津波避難ビル等の指定

府により「津波災害警戒区域」が指定された場合において、当該区域内の民間ビルを含めた建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

(3) 避難路等の整備

町は、府、施設管理者等と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、必要に応じて避難路等の整備を検討し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備検討にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

7. 津波に強いまちづくり

町及び府は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難路等などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成に努める。

第4節 水害予防対策の推進

方針

町は、府と連携し、河川・海岸・ため池等における洪水、高潮による災害を未然に防止するため、「田尻町高潮対策実施要領」等に基づき水害予防対策を実施するものとする。

計画

第1 洪水対策

町には、田尻川及び檜井川の2つの河川が流れており、河川管理者による計画的な河川改修を進めているが、農地の宅地化等による出水状況や局地的な集中豪雨による浸水の被害等を鑑み、災害を未然に防ぎ得る河川とするよう、以下の方針に基づき、府とともに予防対策の推進を図る。

1. 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
2. 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を推進する。
3. 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
4. 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。
5. 水防倉庫、水防資機材の点検整備を定期的に行い、災害応急対策活動に支障がないように努める。

第2 高潮対策

町は、府が推進する海岸高潮対策事業に協力する。

第3 水害減災対策

町及び府は、洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るための必要な整備に努める。

1. 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして水位周知河川に指定した檜井川において、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、町長に通知する。

2. 水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして水防警報河川に指定した檜井川及び高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるとして水防警報海岸に指定した泉南海岸において、洪水・高潮のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

3. 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した檜井川、潮位観測所を設置した岸和田水門及び深日港において、その水位状況の公表を行う。

4. 浸水想定区域の指定・公表

府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

5. 洪水リスクの開示

（1）洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

〔洪水リスク：資料編「資料12-11」〕

（2）洪水リスクの周知及び利用

町は、ハザードマップの配布や説明会・講習会等の開催により、住民への周知に努める。

6. 防災訓練の実施・指導

町及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、継続的な防災訓練等を実施するとともに、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導する。

7. 水防団の強化

町及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練及び水防資機材の充実に努めるものとする。

第4 下水道の整備

市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。

1. ため池防災対策

- （1）概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的な改修事業の推進を図る。
- （2）想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、計画的な耐震整備事業の推進を図る。
- （3）危険箇所早期発見や適正な維持管理に努める。

2. ため池減災対策

- (1) 想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、調査及び診断を推進する。
- (2) ハザードマップの整備による防災意識の向上及び情報伝達・連絡体制の整備に努める。

3. 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用排水路、排水施設の改修・延命化を推進する。

第5節 土砂災害予防対策の推進

方針

町、府及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

計画

第1 急傾斜地崩壊対策

1. 避難体制の整備

町は、急傾斜地の崩壊が発生する恐れがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、避難体制の整備に努めることとする。

2. 急傾斜地崩壊危険箇所等の住民への周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、避難場所及び避難経路等について、ハザードマップ等を整備・活用し、住民への周知を図るとともに、府と連携し、府のホームページ等を通じ、土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供し、周知に努めることとする。

第2 道路防災対策

道路管理者は、土砂災害の恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

方針

泉州南消防組合は、町と連携し、危険物等災害の未然防止や拡大防止諸対策として、立入検査の実施、危険物積載車両等の街頭取締り、危険物取扱者等に対する教育、指導等を強化する。

計画

第1 危険物災害予防対策

泉州南消防組合は、町と連携し、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

2. 指導

- (1) 予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施について指導する。

4. 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

第2 高圧ガス災害予防対策

府及び泉州南消防組合は、町と連携し、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事務所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2. 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立ち入り検査等の指導を実施する。

3. 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

府及び泉州南消防組合は、町と連携し、町及び泉佐野警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立保安意識の高揚を図る。

1. 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2. 指導

- (1) 危険予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4. 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

町は、府が実施する啓発活動等（関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など）に協力する。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

町は、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等関係機関と連携して、危険物・油等の大量流出対策等危険物積算船舶等の予防対策を推進する。

1. 防災資機材の整備

2. 防災訓練の実施及び災害に関する広報

第6 石油コンビナート等災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、町、府、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第7節 火災予防対策の推進

方 針

町及び泉州南消防組合は、市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

計 画

第1 一般建築物（住宅を含む）の火災予防

1. 火災予防査察の強化

泉州南消防組合は、町域内の防火対象物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

2. 防火管理制度の推進

泉州南消防組合は、一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者制度を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

3. 防火基準適合表示制度の推進

泉州南消防組合は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組みを推進する。

4. 住宅防火対策の推進

泉州南消防組合及び町は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

5. 住民、事業所に対する指導、啓発

町及び泉州南消防組合は、府と連携し、住民、事業者に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

第2 高層建築物の火災予防

町は、府及び関係機関と連携し、高層建築物について、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

1. 対象施設

高さが31mを超える建築物

2. 共同防火管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

3. 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

4. 屋上緊急離着陸等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び高度医療施設等をはじめとする医療機関を対象として、消火救助活動及び負傷者の搬送にヘリコプターを有効に活用するため、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第8節 原子力災害予防対策の推進

方 針

町は、関係機関及び事業者と連携し、原子力災害を防止するため次の措置を講じるよう努める。

計 画

第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

住民に対し、以下の原子力防災に関する知識の普及・啓発活動に努める。

1. 放射性物質の概要に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. 緊急時に町、府、原子力事業者及び防災関係機関が講じる対策に関すること
6. コンクリート屋内退避所及び避難所に関すること
7. 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第2 防災業務関係者の人材育成

防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促すよう努める。

第3 環境放射線モニタリング体制等の整備

府、国及び原子力事業者と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制の整備に努める。

また、緊急時におけるモニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に努める。

第4 原子力防災体制の整備

原子力施設及び住民の安全確保等を推進するため、原子力事業者との協力体制の整備に努める。